

令和元年第2回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

令和元年6月19日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 25号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第1号 平成30年度西郷村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 2 議案第 26号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第2号 西郷村税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 27号 専決処分の承認を求めることについて  
専決第3号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 28号 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 29号 社会資本整備総合交付金事業平成31年度施工鶴生橋橋梁補修工事（第3期）請負契約について
- 日程第 6 議案第 30号 白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29・30・31年度債務負担行為（仮称）雪割橋上部工工事請負変更契約について
- 日程第 7 議案第 31号 白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29・30・31年度債務負担行為川谷由井ヶ原線道路改良舗装工事請負変更契約について
- 日程第 8 議案第 32号 令和元年度西郷村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 33号 令和元年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 報告第 1号 平成30年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第11 報告第 2号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 追加日程第1 議案第 34号 西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第2 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 請願・陳情に対する委員長報告  
・文教厚生常任委員会
- 請願第 1号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 請願第 2号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める請願書
- 請願第 3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める請願書
- 陳情第 1号 「西郷村川谷地区への福祉科及び農業科のある連携型中高一貫校設置に関する要望書」提出についての陳情書
- 追加日程第3 発議第 3号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

- 追加日程第4 発議第 4号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書の提出について
- 追加日程第5 発議第 5号 西郷村川谷地区への福祉科及び農業科のある連携中高一貫校設置に関する要望書の提出について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 閉会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	参 事 兼 会計管理者兼 会 計 室 長	黒羽千春君
参 事 兼 総 務 課 長	真船 貞君	企画政策課長	福田 修君
財 政 課 長	田中茂勝君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
参 事 兼 住民生活課長	鈴木真由美君	福 祉 課 長	相川哲也君
健康推進課長	田部井吉行君	環境保全課長	木村三義君
産業振興課長	長谷川洋之君	参 事 兼 建 設 課 長	鈴木茂和君
上下水道課長	相川 晃君	参 事 兼 学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	藤 田 哲 夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶 務 係 長	金 田 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時59分）

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで、議案の追加提案について申し上げます。

ただいま議案1件、諮問1件が追加提案されました。

おはかりをいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、議案書を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第34号及び諮問第1号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました議案1件、諮問1件につきましては、本日の日程に追加し、日程第11の次に追加日程第1、議案第34号、追加日程第2、諮問第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（白岩征治君） 議案の朗読が終わりました。

◎提出理由の説明

○議長（白岩征治君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日、追加提案いたしますのは、議案第34号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、人事に関する諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件でございます。

まず、議案第34号の「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

現在、3名の固定資産評価審査委員会委員を選任しておりますが、椎名勝衛氏が令和元年6月30日をもって任期満了となることに伴い、再度委員として選任したいため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

椎名勝衛氏は平成10年7月から固定資産評価審査委員会委員を務められ、その職責の重大さを認識されております。今後とも、公平かつ公正な立場で識見を生かしていただけるものと確信し、提案するものでございます。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」ご説明を申し上げます。

現在、本村において6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち、和知七郎氏が令和元年9月30日をもって任期満了となることに伴い、後任の候補者として金澤登志子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

金澤登志子氏は昭和52年3月に大学を卒業後、同年4月に現在の福島県社会福祉事業団の職につかれて以来、37年間の長きにわたり、社会福祉業務に携わった豊富な経験により、人権擁護委員として適任であり、人権擁護に対する深い理解と熱意も有しておられますので、新任の候補者として推薦いたしたく諮問するものでございます。

以上、本日追加提案いたしました議案、諮問についてご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第25号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第25号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第25号「専決処分の承認を求めることについて、専決第1号平成30年度西郷村一般会計補正予算（第5号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

◎議案第26号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第2、議案第26号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第26号「専決処分の承認を求めることについて、専決第2号西郷村税条例等の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

◎議案第27号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第3、議案第27号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第27号「専決処分の承認を求めることについて、専決第3号西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

◎議案第28号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第4、議案第28号に対する質疑を許します。

7番藤田節夫君。

○7番(藤田節夫君) おはようございます。7番藤田です。

議案第28号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

今回の改正は低所得層に対して介護保険料が引き下げになるということですが、まずはじめに、引き下げになる対象者について伺います。

○議長(白岩征治君) 健康推進課長。

○健康推進課長(田部井吉行君) 7番藤田節夫議員の質疑にお答えをいたします。

今回の軽減の対象者でございますけれども、今回、介護保険法の施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する法令に関する政令の一部を改正する政令が本年の4月1日に施行されたことによる改正でございます。

対象者でございますけれども、まず、今回の条例改正の附則第12条第1項が所得層第1段階の方になります。こちらが、生活保護の受給者の方、あと世帯全員が住民税非課税で高齢年金の受給者の方、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得額と課税年金収入額が80万円未満の方が附則第12条第1項の対象者となります。

また、第12条第2項の所得層第2段階の方につきましては、まず世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方が対象となります。

最後に12条第3項、所得段階第3段階の対象の方につきましては、世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額が120万円を超える方が対象となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） この基準、10区分に西郷村は分けて、介護保険料を払うことになっているんですけども、西郷も第1段階、第2段階、今、第3段階ということで、その段階の人たちだと思いますけれども、これまで第1段階が利率0.5ですかね、基本、保険料が5,700円、年間で6万8,400円ですか、ということで、第7期の介護保険料率が決まっておりますけれども、第1段階では0.5で、第2、第3段階の人たちが0.75ということで、料率がこれまで決定しておりますけれども、これが減税になるというか、下がるということなのですけれども、これ、率と金額わかればお教え願います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、所得段階第1の対象者の方は、現行の保険料基準額に対する軽減割合が0.45から0.375へ引き下げになります。所得第2段階の方は0.75から0.625へ、所得第3段階の方は0.75から0.725に引き下げとなります。

金額でございますけれども、年額の保険料でお示しますと、第1段階の方が年額保険料3万800円から2万5,700円、5,100円の減になります。第2段階の方が年額5万1,300円から4万2,800円、8,500円の減となります。第3段階の方は年額5万1,300円から4万9,600円、1,700円の減となります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 保険料は各自治体によって違うということで取り立てていると思うんですけども、ほかを見ると、この第1段階で0.3とか、もっと低い率で今回の軽減措置やっている自治体もあるんですけども、ほかから見ると大分軽減率が低いと思われるんですけども、そういったことで、村の事情なのか、この介護保険料の事情でこうなっているのか、その辺のところはわかりましたら教えてください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回の改正につきましては、本年4月1日施行の国のほうの介護保険法の施行令の改正に伴う引き下げをそのまま踏襲をしまして条例のほうに落としております。

今、議員おただしの第1段階の方を0.3というお話があったと思うんですけども、国のほうでは、消費税の引き上げが完全に施行される令和2年度に0.3まで引

き下げをするというふうにお聞きをしております。ですので、西郷村としましても、その施行令の改正が施行されれば、最終的には第1段階の方については0.3まで引き下げをするというふうな予定をしております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 消費税ね、10月から引き上げになるということによって、低所得者に引き下げをすると、完全引き上げになればもっと率は下がるということですけども、その辺は了解はしましたけれども、この今回の介護保険の補正予算にもちょっと踏み込んでしまうんですけども、介護保険の軽減措置の補正を、今回一般会計から繰り入れしていますが、これ一般会計から特別会計に繰り入れをするということには特に問題は今回ないんでしょうか。どのように考えているんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回の一般会計の繰り入れにつきましては、介護保険法第124条の2の規定により、介護保険料を減額した場合、その減額の総額を村の一般会計から介護保険事業特別会計に繰り入れをなさうというふうに規定をされております。その規定を踏襲しまして、今回一般会計から繰り入れをしております。

その繰り入れ額の2分の1について国のほうが負担をすると、残り2分の1を県村がそれぞれ4分の1ずつ負担するということになっておりまして、その特別会計の補正予算案を本定例会の議案第33号で提出をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国2分の1、県4分の1、村4分の1ということなんですけれども、今回の繰り入れの600万円程度ですか、635万3,000円、これは、要するに国県村全部、西郷村で必要とするものをとりあえず一般会計のほうから繰り入れをしたという、それは規定で決まっているということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回の軽減に対しまして、私どもの事務方のほうで、それぞれ第1段階が526名、第2段階が295名、第3段階が331名、合計で1,152名が軽減の対象になるというふうに見込んでおります。それぞれ第1段階が269万8,380円、第2段階が252万2,250円、第3段階が113万2,020円、合計で635万3,650円ほど介護保険料が減収するだろうというふうに見込みまして、今回の補正予算案のほうにその2分の1を国庫、その4分の1を県、残り4分の1を村という形の財源充当をした上で補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。



- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 大体内訳はわかりました。この消費税の増税による軽減措置として行われたと思いますけれども、実際消費税は10月から、まだ上がることも決まっていないうことこの状況は変わらないと思います。このもし10%に消費税が上がることになれば、2人以上の世帯で1か月5,241円、年6万2,892円の負担が増えると言われてています。これを見ると、本当に消費税10%導入されると、いかに高い我々に負担が来るかということは明々白々かなと思います。私はこういった意味では消費税を10%上げるべきじゃないと、こういった目先の選挙対策なのかわからないですけれども、こういった目先のことをやって、実際には負担はすごい負担になると、消費税増税10%になればね、そういったことを申し上げまして、私はこの議案28号の質疑を終わりたいと思います。
- 議長（白岩征治君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第28号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第29号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第5、議案第29号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第29号「社会資本整備総合交付金事業平成31年度施工鶴生橋橋梁補修工事（第3期）請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第30号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第6、議案第30号に対する質疑を許します。

10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 10番、議案第30号について質疑いたします。

今回の請負契約についてなんですけれども、増額しておるんですけれども、金額がちょっと増えておるものですから、内容的なのを説明願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） 10番矢吹議員のご質疑にお答えいたします。

金額の内容ということでございますが、増額の（不規則発言あり）増えた内容ですね。主なものでございますが、橋の上部工なんです、橋の製作工としまして、実際現場に入るときに橋の製作をするときに、橋の製作工、工場製作になります。橋の製作としまして約670万円。それから、据えつけ工があるんですが、現場製作工でございます。細部説明のときに申し上げましたが、橋製作するときに橋の組み立ての塔、高い塔があるんですが、その高さの変更、それとケーブル間の距離の変更等が主なものでございます。それで、橋の現場製作につきまして約2,400万円、もろもろを含めまして約2,200万円の増額ということになります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 10番。今、課長から説明あったんですけれども、入札するときは7億8,210万3,600円ということで、今回変更後は8億401万7,880円という、約、先ほど課長が答弁でいただきました2,200万円という開きがありますので、ちょっと私としては納得しがたいということで質疑したわけなんです。次の議案第31号を見ますと、別なのなんですけれども、逆に入札して返してよこしたんですよ。よこしたんですよ。ちょっとね、差額として、見積もり、ちょっと甘いんじゃないかと、私、思ったものですから、質疑したの。特別ね、いろいろとこれだけの金額ですから、いろいろと調査して入札に参加したわけだと思います。その中でこの企業がとったわけですから、そしてなお、金額がさほどでなければ多少誤差は出るかなとも思いますけれども、2,000万円、2,200万円ですか、約、その金額あるということで、ちょっとそこら辺は、私としてはぬるいような感じがしますね。どうですか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

確かに金額2,200万円ということで、金額大きいのですが、実際に現場に入ったときに、設計段階では予想できなかったこととか、あと現場の中、何業者もあの現場は入っておりますので、その工程でいろいろ工程会議を重ねてきたんですが、最初の設計どおりに、現場の兼ね合いとかありまして、その辺で現場のほうとかが内容変更となったというようなことで今回の増額になったということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 10番。この橋の件に関しては、橋の件でなく、この布引山周

辺の道路工事、私らも、私も産業建設常任委員長という立場で何回か、八汐会でも見て、また、いろんな面で私も関心持っていて、視察しておりました。そういう観点で、やはりあまりにもすごいなど、この数字見たら、2,200万円、えーという形で、出たものはしょうがないというわけではないですけども、もう少し差のないような、やはり入札、仕事もらって後からまた追加でというのはちょっとね、多少なりの差であれば別ですけども、今回こういう形出たものですから、質疑しました。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。議案第30号「白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29・30・31年度債務負担行為（仮称）雪割橋上部工工事請負変更契約について」ということで、ただいま10番議員のほうで質疑をされて、なぜこういう変更が出たのかという内容は大体わかりました。その中で、工程会議を幾度も開いて調整をしてきたということでありましたよね。まして、現場を見てみますと、100メートルを超えるような大型の橋ということで、実際にやってみるとなかなか想定外のことが出てくるんだろうなと思いますよ。あとは、地面を掘ったときにどんなでっかい石が出てくるとか、何が出てくるかわからないような状況で、ボーリング調査とかやっているんでしょけれども、そういった上で見積もりをつくって契約を結んでいたと思うんですけども、私が気になっているのは、この工事終わっていますよね、もうね。課長、終わっているよね。終わっているのに、契約変更ってあるんですか。財政課長、いいの、こういうの。おかしいと思いませんか。そこが私はおかしいと思っているんです、これ。こういうのってあるんですか。実際にもう工事は終わっちゃっている、業者には払わなきゃならない、払う金額は今、答弁にあったように、2,200万円以上、2,200万円ぐらいのお金を払わなきゃならない、これ議会否決したらどうなるんですか。誰が支払いするんですか。業者の方に、じゃ、議会で否決されちゃったから、2,200万円払えないから勘弁してくれと言うんですか。それともあれですか、いわゆる村長派の人間がこの議会で多いから、必ず賛成多数で通ると思ってこういうことをやっているのかなというふうにもとれますよ。皮肉を言えばね。こんなことばかり言っていたってしょうがないんで、ここで申し上げますけれども、なぜ、工程会議をやっていく中で、もっと密に議会に対して説明できないのかなというのが私が一番思う疑問なんです。完全に、完全なる金額をつかみ切れなくても、途中途中でやはり説明をすべきだと思うんです。ここの変更が出そうだとか、大体つかみでこのぐらいの金額になりそうですと、しかしながら、実際に最後まで終わらないと金額が確定できないので、ご理解いただけませんかとかっていう話を私はやはり臨時会を開いても、全協を開いてもやるべきだというふうに思いますよ。それができない執行部は、本当にこれは間違いだと、これは否決されてもしょうがないと思いますよ。

それともう一つ言います。これは議会側のほうの責任もあるのかなと思いますけれ

ども、いわゆる村の条例の中で、契約と財産の取得処分に関する条例ってありますよね。この中で、いわゆる5,000万円を超えたものに関して議決を得なければならないとなっていますよね。その条例を少し改修すればいいんじゃないですか。契約金額の例えば5%は専決で認めるとか、そういう項目を入れるべきじゃないかというふうに考えます。そうすれば、こういうことが起きないんじゃないんですか。この後の31号もそうですけれども。これは、総務課長、条例改正、このことを期に条例改正する考えはあるかないか、それだけちょっと確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

ただいまの件なんですが、議会の権限に属する部分なので、執行部のほうから提案ということはできませんが、今後、議会のほうに申し入れをしてご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 私らの任期も前から言っていますように、8月27日までかな、ですから、そのことを新しい議会の方に理解をしていただくように執行部は努力をして、こういったおかしなことをやらないように十分注意していただきたい、このように申し上げて質疑を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 今の上田議員の質問の中で、ちょっと確認したいところがあるんですが、既に終わっているかどうか、工事がですね。その辺について確認したいと思います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） 1番松田議員のご質疑にお答えいたします。

工事が既に終わってるかということなんですが、工期自体は来年の3月まで持っておりますが、橋桁とアーチ部分でございますが、その部分はかけ終わっております。ただ、その残工事というんですかね、細かいところの仕上げの部分はこれからになります。本体の大部分については、架橋は終了しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） この今回出てきた議案の部分のおよそ2,200万円、その部分についてどの程度手をつけられているのかというようなことについて、ちょっとお伺いします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

この2,200万円に関しては、工場製作とあとは橋の現場施工ということで、2,200万円分の大半、大部分については終了したところでございます。

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

- 1番（松田隆志君） 了解しました。  
終わります。
- 議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第30号「白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29・30・31年度の債務負担行為（仮称）雪割橋上部工工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手多数）
- 議長（白岩征治君） 挙手多数であります。  
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第31号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第7、議案第31号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第31号「白河布引山演習場周辺道路改修等事業平成29・30・31年度債務負担行為川谷由井ヶ原線道路改良舗装工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第32号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第8、議案第32号に対する質疑を許します。  
7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 7番藤田です。  
議案第32号について質疑いたします。  
補正予算書に関する説明書の13ページの第3款民生費、目の社会福祉総務費、節の委託料として、ユースプレイス自立支援事業費10万円が計上されておりますけれども、この中身をお伺いいたします。
- 議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの7番藤田議員の質疑にお答えいたします。

ユースプレイス自立支援事業についてでございますが、今年度から新たに実施を予定している事業でございますが、家族以外人間関係がなく社会参加をしていない方々、いわゆるひきこもり状態の方々へ安心して過ごすことができる居場所を提供し、緩やかな社会参加を促す、自立を支援する事業でございます。

おおむね15歳からを対象としておりまして、主な活動内容は、個々の相談や利用者同士の交流、ボランティア活動など、さまざまな社会参加を促すイベントを行い、個々の能力向上につながるプログラムを実施するものであります。

開催につきましては、週3回、月12回程度を予定しておりまして、事業の実施に当たっては、県のひきこもり支援センターや地域若者サポートステーションと連携して行うものとなっております。なお、当該事業は委託による実施を予定しておりまして、歳入のほうに県補助金として事業費の3分の2の額を計上しております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 事業主体は県と、そこから補助金をもらっているのか、ともかく、この場所はどこにあるんでしょうかね。西郷にあるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 実施を予定している場所といいますか、委託を予定している事業所になるんですけども、今現在予定しているのがアネシス学院というところでございますが、場所が高山の踏切を渡って、住所は白河市になるんですけども、渡ったあたりのところになりまして、白河市ですとか、ほかの町村なんかも利用者がおりまして、西郷村でもそこを利用させてもらいたいということで、委託契約を結ぶ予定をしている状況でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これバックアップ自治体というか、県が主催で予算を計上してやっている事業なんですか。それとも白河にあるんで、白河市がやっている事業なのか、西白河郡でやっている事業なのか。あと1か所しかないんでしょうか、西白河郡か県内に合わせて、わかれば教えてください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ユースプレイスの実施事業で委託を請け負っている事業は県内には幾つかあるんですけども、白河市、白河管内でございますと、こちらのアネシス学院となっておりますが、現在、そちらにつきましては白河市が事業実施主体として300万円の委託料を払っておりますが、それに伴い、各市町村、近隣の市町村、西郷村も含めてなんですけど、1人当たり利用させてもらうと10万円という、年間10万円という形で事業所と委託契約を結び、実施するというようなことございまして、事業実施主体はそちらのアネシス学院に委託する形になるんですけども、連携機関といいますか、関係機関として、県のひきこもり支援センターや地域若者サポートステーションという機関と連携しながらやっていくというようなこととなっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今回、10万円計上されておりますけれども、これは西郷村の村民の方が1名そちらに入所するという事によろしいのでしょうか。また、この年齢、先ほど15歳からということでしたけれども、何歳ぐらいまでって、その制限あるのでしょうか、年齢制限ですね。わかりましたら。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

年齢制限につきましては、県の補助要綱におおむね15歳からを対象とするという規定がございます、それに基づいてうちのほうも利用させていただく形になるんですが、西郷村で現在1名ということで予算のほうを計上させてもらっているんですが、その後またお話というんですか、利用したいという方もございまして、2名、3名とこれから増えていく形であれば、また再度補正予算の中で対応させていただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 年齢制限ないということで理解してよろしいんですか。15歳から50歳までとか、40歳までって、その上限はないということで理解していいですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

年齢はおおむね15歳からということなんですが、上につきましては大体39歳、40歳未満ということで県の要綱には記載されているんですが、おおむねということで、必ずしもそうではないといえますか、例外もあり得るということで、仮に50歳の方が利用したいという場合には協議の上、利用させてもらうということもあり得るかと思えます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） とりあえず村からは1名入所というか、そこに参加していきたいということで、あと2名、3名、ほかにもいるということなんですけれども、村としてこういった施設というか、こういった居場所があるという広報ですか、こういった形で村民に知らせているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） お答えいたします。

広報につきましては、「広報にしごう」ですとか、あとホームページのほうにもこのような事業を行っているという形で掲載を予定しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） その受け入れ窓口は福祉課ということで理解してよろしいですか。

ひきこもりに関する問題は、今回の議会でも一般質問の中でも取り上げられました。今社会問題になっていることは皆さんもご存じだと思います。ひきこもりは長期にわたって学校や仕事に行かず、社会との接触を絶ち、自宅にこもって生活している状態

をひきこもりというそうですが、ひきこもりは誰にでも起こり得ることで、特別なことでは決してありません。秋田県の藤里町では、平成22年から1年間かけて実態調査を行い、ひきこもり解消に向けた取り組みを行い、今では約8割の方が自立につながったことがテレビなどで放映されています。こういった中で、村としてもこういった重要課題として捉えていくべきなのかなと思いますけれども、村でひきこもりの実態調査は行ったことがあるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

ひきこもりも年齢別とかいろいろございまして、高齢者なんかは、先日の一般質問なんかで、アンケート調査の中でひきこもりといいますか、閉じこもりの高齢者がどのくらいいるかなんかというのは調査しているかと思うんですが、会社を退職して引きこもっている方とか、そういったのはなかなかちょっと実態の把握が難しいところがありまして、現在把握している状況ではございません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） いろいろ難しい中でこの調査していないということですが、こういった秋田県の藤里町の事例なんかも出ていますので、ぜひそういったところを参考にしながら、やっぱりこれ、社会問題化、本当にしているんで、福祉課だけでわかるわけでもないし、村全体での課題かなと思いますけれども、最後に村長にこういったひきこもり問題についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

今回ひきこもりについては、一般質問等でお出しております、ひきこもりによる重大事件もありますものですから、今後、社会問題として村としても関心を持って進めたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 村でも関心を持って対応していきたいということですが、実際にいろいろ経験とか体験しながらとか、いろんな人の意見を変えたり、介護保険なんかでも、自宅訪問とか、訪問なんかも受けているんで、そういった人の意見なんかも聞きながら、やはりある一部の福祉課だけに任せては、これはなかなか解決がいかないのかなと思いますので、ぜひ村全体で、これ国県、もう全国の問題になっていますんで、ぜひ対応していただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。

議案第32号「令和元年西郷村一般会計補正予算」について質疑を申し上げます。

それでは、補正予算書の概要2ページ、前回、3月議会で予算が2番目の企画政策課のプレミアム付商品券事務費補助費なんですけれども、それに関連しまして11ペ



ージに減額されたやつがございます。以前、3月に予算案が通過したとき、事務費が1,000万円近く、約九百何十万、1,000万円近い事務費が計上されたと思うんですけども、国からの補助金が178万円になったというのは、これ、これから始まるのか、この内訳というか内容についてご説明いただきます。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） 4番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

補正予算書に関する説明書11ページのプレミアム付商品券準備金についてのご質疑でございますが、本定例会資料、先ほど申されました令和元年度6月補正予算概要の一般会計6月の補正歳出予算の主な内容の3ページにも概要を記載しております。この概要について簡単にご説明申し上げます。

この事業は10月から導入されております消費税、地方消費税の10%への引き上げによりまして、低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、プレミアム付商品券の販売を行う市町村に対しまして、その実施に必要な経費である事業費及び事務費を国が全額補助する事業でございます。

国におきましては、平成30年度に96億円、平成31年度、令和元年度になります。1,723億円の予算措置をしております。西郷村へは国からの事務補助金といたしまして、平成30年度の分といたしまして178万1,000円、平成31年、令和元年分といたしまして、863万8,000円、この目安額、基準額が示されております。

村といたしましては、合計で1,041万9,000円の手務費となります。

平成30年度3月補正で当該事業事務費の一部、178万1,000円を計上しましたが、結果的に平成30年度は事務費の支出に至っておりませんでしたので、不用残となりました。そのため、今回同額を事務費としてまた補正させていただいたところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今ほど説明いただいたんですけども、この対象者は今聞きそびれたんですけども、村民全員なんですか。何か所得が低い人を対象にということのも聞いたような気も、今説明にあったんですけども、この対象者、もう一度ご説明いただけますか。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） ご質疑にお答えいたします。

購入対象者となられる方につきましては、大まかに2種類ございます。

1つ目といたしましては、住民税課税者と生計同一者の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者を除きます令和元年度の住民税の非課税者、低所得者ということになります。2つ目といたしましては、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた学齢3歳未満の子が属する世帯の世帯主が対象となっております。こちらは子育て世帯ということで、基本的には低所得者と、あと子育ての世帯主という2種類で

ございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 非常に何か難しい今回の商品券だと思うんですけども、その対象人数に当たる人数って把握していますか。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

まだ数字的なものにつきましては、9月30日までに生まれた子とか、転入転出とかございますので、確定した数字ではございませんが、今現在捉えている数字は、平成30年度の非課税者から生活保護者を引いた人数といたしまして、2,845人、平成28年4月2日から平成31年4月1日まで生まれた方が505名いらっしゃいます。今後、9月30日までに、先ほど申したとおり移動があるかと思えます。これらを加味いたしまして、今現在、こちらで想定しておる人数が3,500人と想定しております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 対象者が3,500人ということは、その1世帯で5人住んでいたってなれば、その5人は全て対象者になるという計算なんではないでしょうか。ちょっと難しくわからないんですけども。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

世帯全員分ではなくて、非課税者ということになります、住民税の。ですので、夫婦ともに、例えば、高齢者の方で両方非課税になっているという方になりますと、2人とカウントいたします。片方が課税されていて、片方が課税されていないとなりますと、1人と、その世帯の中で1人というカウントになります。また、お子様につきましても、基本的に3歳未満ということですので、お子さんも多くてもやはり2人、3人かなと捉えておりますので、その世帯主の方がそのお子様の分、2人、3人分を購入できるという人数でございます。

以上でございます。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 大変申しわけないです。

質疑の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時19分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第32号に対する質疑を続行いたします。

4番鈴木勝久君の質疑を許します。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 休憩前に引き続き、質疑させていただきます。

今、私がいろいろ聞いてまいりましたが、対象になる方々が非常に難しい状態であると、今説明受ただけでも聞かれます。これを9月から施行されるのであれば、その対象者に向かってちゃんとした広報、説明をしていただきたいと思うんですけども、そういう対策は今もう既に始まっているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） ご質疑にお答えいたします。

お答えする前に、ちょっと先ほどの説明の中で、ちょっと疑義が生じるような私、発言したものですから、ここで訂正させていただきたいと思います。

夫婦間で、旦那さんが所得が課税されていて奥さんが課税されていない場合については、奥さんだけが対象というような内容の説明を申し上げたかと思うんですが、旦那さんの扶養に入っている奥さんとかについては対象外と今回なっておりますので、ここで訂正させていただきたいと思います。

ご質疑の広報等につきましてなんですが、広報につきましては、この議会終了後、6月下旬に村のホームページにて掲載いたします。また、7月上旬に国のほうで作成しましたチラシを各行政窓口を設置いたします。さらに「広報にしごう」8月号に掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 前もいろいろ聞いていて、広報で流すという話、一軒一軒流す、あとホームページに載せるという方法、これで何か行政側は村民に対して説明を終えたという、そういう意識があって、実際問題としては、今つい最近も聞いたんですけども、デマンドタクシーの実証実験、今やっぺらっぺらいんですけども、その内容がほとんどわからないと。今やっぺらっぺらいんですけども、その方法もそれほどじゃないんですね。チラシをまいた、「広報にしごう」に載せた、あとホームページに載せたっていうんですけども、実際問題として、村民の方々は理解していない方が多いと思うんです、私の聞いているっていうか、接触している村民の方の反応を見ますと。ですから、これはもうちょっと難しいやつで、特に対象者が3,500名と推定しているのであれば、もうちょっと丁寧にそういう方々に説明していただかないと、別な方法です、説明していただかないとわからないんじゃないかな。特にホームページとか何かインターネットを使わない方が多分、これ多分では失礼かもしれないですけども、インターネットは見えないんじゃないかなとか、使い方がわからないんじゃないかなとは思っておりますので、非常に難しいプレミアム商品券でございますので、その辺、もうちょっと工夫していただきたいと思います。

これの相手方、プレミアム商品券を使う相手方なんですけれども、これは、商工会か何かによって、西郷で事業をしている事業者さん、どういう方が対象になるか、その辺をお聞きしたいのですけれども、事業者さんの名前。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） ご質疑にお答えいたします。

まず、最初の「広報にしごう」やホームページ等ではちょっと周知が足りないというお話ございましたので、申請方法につきまして、まず非課税者の方につきましては購入対象となる可能性がある方を村のほうで抽出いたしまして、このプレミアム付商品券購入の引き換え申請書とあわせて説明書を7月下旬に発送したいと考えております。

小さな乳幼児がいる子育ての世帯の世帯主の方につきましては、こちらから自動的に申請書は求めず、順次、発送したいというふうに考えております。8月以降に出生されたお子さん、それ以降に、発送以降に生まれた方につきましては、ある程度の期間をまとめて、またご案内を差し上げたいと考えているところでございます。

それで、今ご質疑ございました商品券の使用可能な店舗等についてはどんなところを考えているのかということでございます。前回、平成27年度に緊急経済対策で実施いたしましたプレミアム商品券事業がございました。そのときに村内事業所で約78の事業所に登録させていただいたところでございます。今回も西郷村商工会に業務を委託して、登録店の募集をこれから進めていくこととなりますが、おおむね前回と同様の事業者数になるかと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） このプレミアム商品券についてはここで終わりたいと思っておりますけれども、近づいてきたら、なお頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、予算の概要書の17ページ、農業振興費の今回、環境保全型農業直接支払交付金事業なんですけれども、これはどのような事業なのか、説明いただきます。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

国では、環境保全型農業直接支払交付金ということで、平成23年から化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取り組みを支援するという事で、対象を農業者の組織する団体や一定の条件を満たす農業者等として交付金を支払っております。

今回、環境保全型農業直接支払交付金事業補助金ということで72万円を計上いたしておりますが、こちらにつきましては、堆肥の使用、取り組みとして有機農業や今ほど言いました堆肥の使用などがございますので、そちらをしている先ほど申し上げました団体等に支援をするということでございます。

9ページにそちらのほうの農業費補助金ということで、県のほうから54万円ということで交付されております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ちょっと今説明聞いたんですけれども、ちょっとわからなかったんですけれども、自然農法じゃないんですね。自然農法とは違うんですね。もう一度

ちょっと説明いただけますか。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今の内容といたしますか、まず、その交付金の流れでございますけれども、この環境保全型農業直接支払交付金の交付先は、先ほど申しあげました農業者グループ、それから、多面的支払いの活動組織の農業者の組織する団体を基本として、交付金はこれらの団体を通じて農業者個人に配分されます。国からと、あと都道府県、それから市町村からで、農業者の組織する団体などに配布をされます。

概要につきましては、農業の内容でございます。農業、農村は国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しておりますので、近年農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の協働活動によって支えられている多面的機能の発揮に障害が生じている状況がございます。このため、農業、農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行うということとございまして、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにということで、その担い手の育成と構造改革を後押ししていくという意味で、環境保全型農業直接支払交付金ということで、先ほど言いました堆肥を使った農業、それから有機農業等に交付金を支払うということになっております。（不規則発言あり）これ、農地・水・環境保全向上対策という部分だと思います。これは、平成19年にそこから発展して環境保全型、そういうこととございまして。（不規則発言あり）農地・水・環境保全向上対策ということで、その施策が平成19年にありましたが、先ほど申しあげました地球温暖化防止、生物多様性の保全への対応が急務ということで、平成23年に環境保全型農業直接支払支援対策ということで、国のほうで対策が始まったものでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） わかりました。

以前からやっていたやつなんですね。

じゃ、1つだけ、もう理解それ、できましたけれども、今団体ってどれぐらい増えた、この補助金ついてから、補正でついたから団体が増えたんでしょうか。そこだけ聞いて終わりにしますけれども。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今回の72万円につきましては、先ほど申しあげました堆肥の使用ということで、そちらの部分に交付金、交付単価10アール当たり4,400円で、申請面積が1,636.3アールで、先ほどの交付単価4,400円を掛けまして72万円ということで計算をしております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 何か今の聞くと団体が増えたわけじゃなくて、新たに何か堆肥とか何か別な方向で金が使えようになったという説明で理解しましたけれども、その辺で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

団体名は結構でございます。団体名っていうか、団体の数はわかりました。

続きまして、17ページの商工振興費、これの節の需用費、57万5,000円、食糧費となっておりますけれども、この内容についてご説明いただきます。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

こちらは、消費者風評対策支援交付金事業ということで、食糧費ということで57万5,000円を上げさせていただきました。これは風評被害を払拭するために西郷村で行われますスナッグゴルフ全国大会等、そういうイベントに使用する試食サンプル、西郷村の特産品でございますけれども、そちらで計上いたしました食糧費でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） サンプルにしてはちょっと多いと思うんですけども、これ、年間どのぐらいやっているか、また、どういう場所で、1事業に、1事業っていうか、その試食にどのぐらい使っているかわかりましたらお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

大変申しわけございません。ちょっと詳細までは把握しておりませんので、後ほどお示ししたいと思います。すみません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 一番曖昧にお金を使うところがこういうところなんです。需用費、食糧ってなっている、ここが一番私たちが見なきゃならないところなんですけれども、そこが不明瞭であるというのは非常に遺憾には思っておりますけれどもこういうところをしっかりと、今後、こういう予算書に出すのであれば、何回の何名とか、何々とか、細かい説明が大変必要かと思えます。食糧っていうと、本当に何十万となると、食べ物とか、ここから持っていくやつ何でも構わないですけども、食糧だけじゃないと思うんですよね。この中に移動費とかいろいろな光熱費とか入る可能性があるんで、食糧費だけでこれになるっていうのはなかなか難しいんで、そういう部分はちゃんと説明書に書いていただかなきゃいけないなと思っておりますので、今後、そういうところに気をつけて予算書、説明書を記載していただきたいと思えます。

以上をもちまして質疑を終わらせていただきます。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第32号「令和元年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第9、議案第33号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第33号「令和元年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第10、報告第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第1号については、これで終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第11、報告第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号については、これで終わります。

◎議案第34号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第1、議案第34号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第34号「西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号に対する質疑、意見

○議長(白岩征治君) 続いて、追加日程第2、諮問第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この件について意見のある方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 意見なしと認め、意見を終結いたします。

したがいまして、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任である旨の意見を添えて答申することに決定いたしました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第12、請願・陳情に対する委員長報告であります。

請願第1号から請願第3号及び陳情第1号までの4件について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、秋山和男君。

○文教厚生常任委員会委員長(秋山和男君) 9番、文教厚生常任委員会委員長審査報告をいたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願3件、陳情1件につきましては、6月10日、本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席のもと委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第1号「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号「「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める請願書」につきましては、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第3号「教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「西郷村川谷地区への福祉科及び農業科のある連携型中高一貫校設置に関する要望書」提出についての陳情書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のおりご報告をいたします。

○議長(白岩征治君) 委員長の報告が終わりました。



一括して、委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お聞きのとおり、委員長の報告は採択すべきものと不採択すべきものが混在をしております。

したがって、採決は、採択すべきものと不採択すべきものに分けて行います。

おはかりをいたします。

請願第1号、請願第3号、陳情第1号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、請願第1号、請願第3号、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、請願第2号は不採択とすると決定いたしました。

#### ◎追加日程の議決

○議長(白岩征治君) ここで、発議3件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに発議を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

#### ◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。それでは発議を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

(午前11時46分)

#### ◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午前11時47分)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 配布漏れなしと認めます。

#### ◎追加日程の上程(発議第3号、発議第4号、発議第5号)

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました発議3件につきましては、日程第12の次に追加日程第3、発議第3号、追加日程第4、発議第4号、追加日程第5、発議第5号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎発議第3号、発議第4号、発議第5号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） ただいま、日程に追加されました発議第3号、発議第4号、発議第5号は、先ほどの請願第1号、請願第3号、陳情第1号の採択に伴う意見書並びに要望の提出でございますので、趣旨説明を省略し、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

一括して質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより一括して採決を行います。

発議第3号、発議第4号、発議第5号に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号、発議第4号、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第13、閉会中における継続調査の結果についてであります。議会運営委員会委員長より報告を求めます。

11番、議会運営委員会委員長、上田秀人君。

○議会運営委員会委員長（上田秀人君） 11番、議会運営委員会委員長、閉会中における継続調査の結果についてご報告をいたします。

当委員会においては、第2回定例会に係る会期、議事日程等の諮問事項について審議をいたしました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所掌事務調査報告書のとおりとなっておりますので、ご参照ください。

以上、報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（白岩征治君） 次に、日程第14から日程第17までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管並

びに所掌事務調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（白岩征治君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（白岩征治君） これをもちまして、令和元年第2回西郷村議会定例会を閉会いたします。大変、ご苦労さまでした。

(午前11時51分)



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月19日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 矢吹 利夫

署名議員 上田 秀人